


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の一部改正及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）の一部を改正する規則の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2. 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）で、現に婚姻をしていない者において、地方税法第292条第1項第11号又は第12号に規定する寡婦（寡夫）とみなし、負担額を決定する。 ・ 第6条に「必要な様式及びその他の事項は、市長が別に定める」を追加し、規則の様式を別途定めることとする。 <p>3. 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>4. 影響及び効果</p> <p>税法上、寡婦（夫）控除を受けている者と、婚姻によらないで母（父）となった者の扱いに差がなくなることで、負担額が発生する場合において、利用者の負担が軽減される。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。